

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

法令 I D／ 題名	I C 31079	都市公園法	
根 拠 条 項	006	第 6 条第 1 項及び第 3 項(これらの規定を第33条第 4 項において準用する場合を含む。)	
処 分 名	都市公園の占用の（変更）許可		
所管部署名	都市整備部都市整備課	コード	
関 係 条 項	都市公園法 第 6 条第 2 項及び第 4 項並びに第 7 条（これらの規定を第33条第 4 項において準用する場合を含む。） 都市公園法施行令 第12条から第17条まで 都市公園法施行規則 第 5 条の 2 から第 8 条まで 米子市都市公園条例 第 4 条から第 6 条まで 米子市都市公園条例施行規則 第 2 条第 2 項及び第 4 項 都市公園法運用指針について（平成16年12月17日国都公緑第151号国土交通省都市・地域整備局長通知）		
審 査 基 準	1 法令の規定による基準 次の各号のいずれにも該当していること。 (1) 申請に係る工作物その他の物件又は施設が、都市公園法第 7 条、都市公園法施行令第12条第 2 項又は第 3 項及び都市公園法施行規則第 6 条、第 7 条又は第 8 条の規定に該当するものであること。 (2) 当該都市公園の占用が、公衆の当該都市公園の利用に著しい支障を及ぼさず、かつ、必要やむを得ないと認められるものであること。 (3) 都市公園法施行令第15条から第17条までに規定する技術的基準に適合するものであること。 2 国の運用指針による基準 都市公園法運用指針について（平成16年12月17日国都公緑第151号国土交通省都市・地域整備局長通知）「 7 占用物件に係る制限について」による。 3 市の定める基準 (1) 都市公園法第 7 条第 1 項第 6 号の「仮設工作物」の占用の審査は、「米子市都市公園条例第 8 条第 1 項各号に掲げる行為の審査基準」の第 2 号による。 (2) 占用物件である電柱・電話柱に対する地元自治会等による防犯灯の添加 都市公園においては、保安上必要と認められる場所には照明施設を設けなければならないと定められている。 地元自治会等が都市公園の外周部分の市道等の保安上のために当該都市公園の占用物件である電柱・電話柱に添加して防犯灯を設置しようとする場合は、当該電柱・電話柱の占有者と当該防犯灯の占有者とが異なることから、当該地元自治会等が、当該防犯灯の設置に係る占用許可を受けなければならないこととする。 なお、当該電柱・電話柱の占有者には、当該占用許可の変更は求めないこととする。		

(3) 次の①から⑤までのいずれかに該当する場合は、（変更）許可しないものとする。

① 公の秩序若しくは善良の風俗に反し、又は公益を害するおそれがあると認められるとき。

② 都市公園を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。

③ 他人に危害を加え、又は迷惑を掛けるおそれがあると認められるとき。

④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

⑤ ①から④までに掲げるもののほか、都市公園の管理運営上支障があると認められるとき。

4 軽易な変更の取扱い

米子市都市公園条例第5条各号に掲げる軽易な変更に応ずるか否かの判断は、その事案に応じ、個別に行う。

(設定年月日・平成29年10月27日)

法令の標準処理期間 条項及びその期間		
標準処理期間	1か月以内	(設定年月日・平成29年10月27日)
備考		